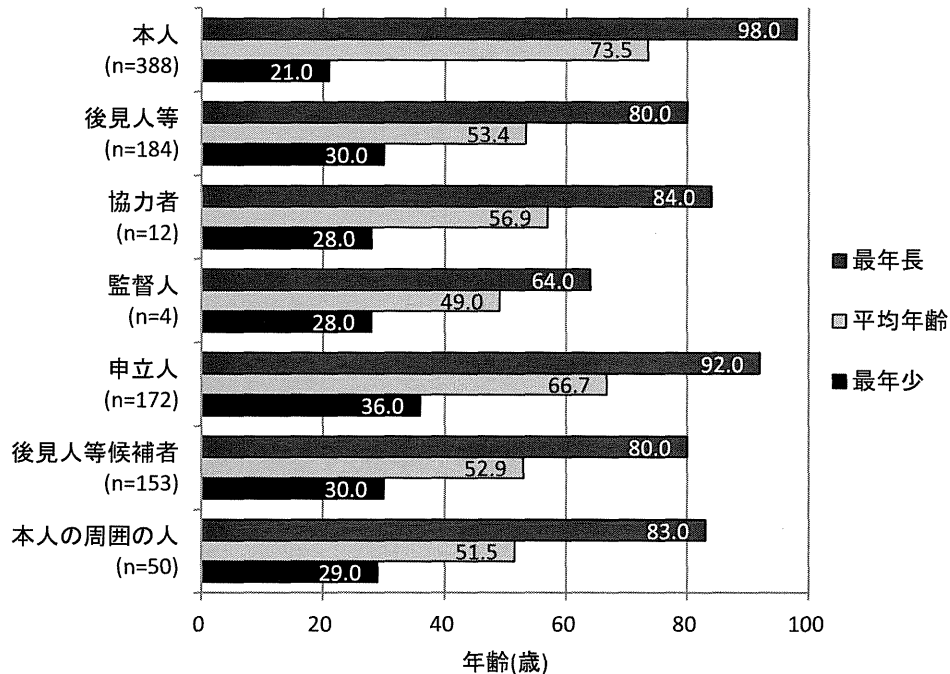


[図3-4] 後見関係者の年齢



また、後見関係者における最年長と最年少についてみると、「本人」において、最年長が98歳、最年少が21歳となっており、その両者の差は非常に大きい。知的・精神障がい者は比較的若年者が多く、一方で認知症患者等は比較的高齢の人が多く、本人の年齢層の幅が非常に広がっているためである。

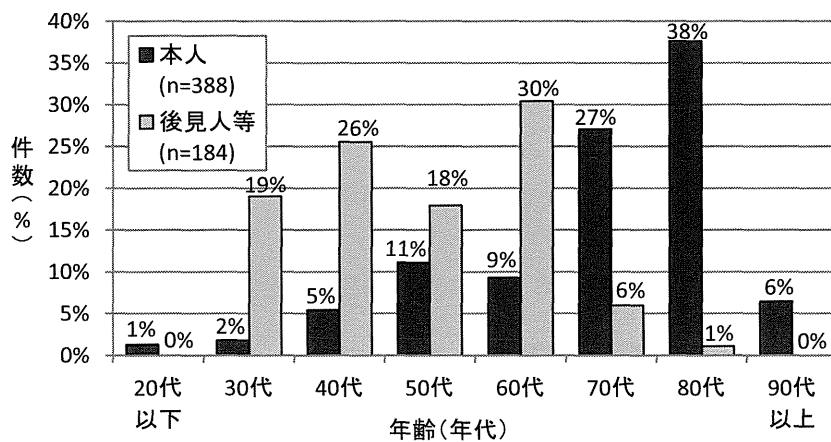
次に、後見関係者の年齢分布について見てみたい。

まず「本人」については、その7割以上が70歳代以上の人によって占められている(図3-5)。一方で、「後見人等」では60歳代の人最も多く、次いで40歳代、30歳代となっている。この後見人等を担う主体としては、60歳代の人最も大きな割合(全体の約3割)を占めている一方で、本人の子や甥、姪の世代にあたる30～50歳代も大きな割合(あわせて約6割)を占めている。このことから、後見事案全体で見れば、主に70歳代以上の高齢者(特に女性)を、30～60歳代の壮年の人達が後見人として支えている、という全体的構図を見て取ることができる。

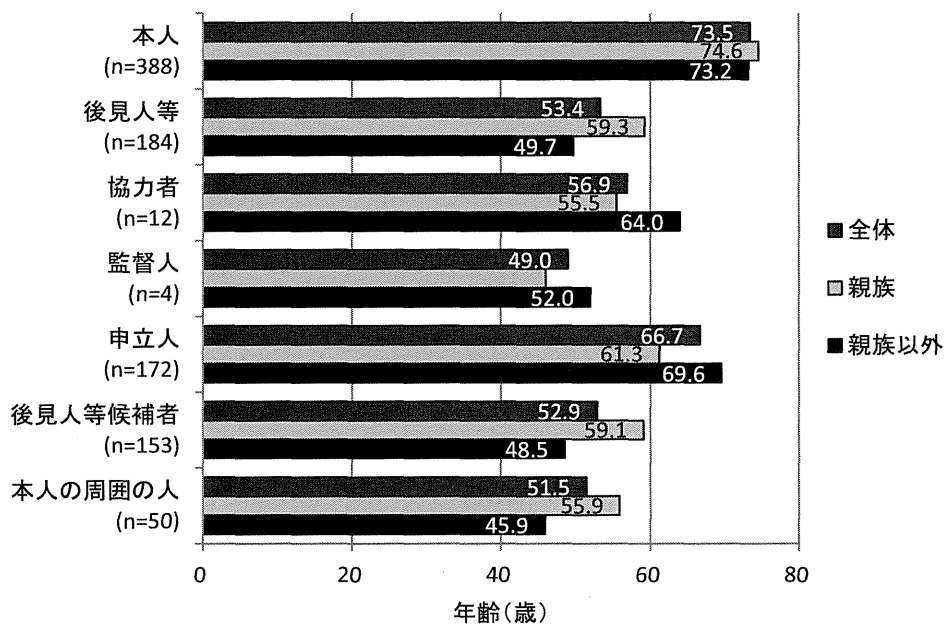
続いて、業態別の年齢構成をしてみる(図3-6)。

すると、後見人等、後見人等候補者などにおいて、親族後見人の平均年齢が第三者後見人よりやや高くなっており、逆に、協力者、申立人などにおいては親族後見人の年齢の方が低くなっていることが分かる。

[図3-5] 本人と後見人等の年齢分布



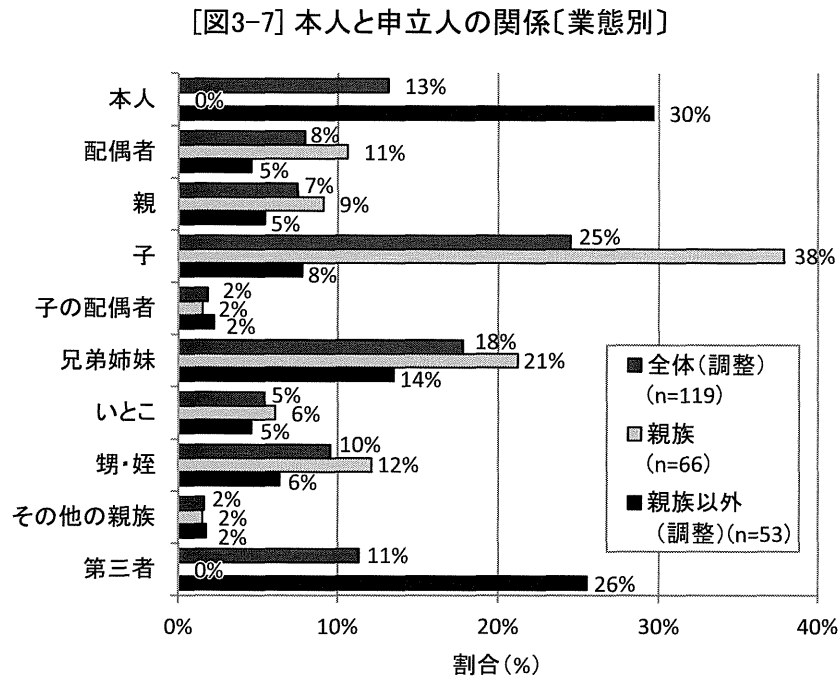
[図3-6] 後見関係者の年齢〔業態別〕



3.3. 後見関係者間の関係性

3.3.1. 本人と申立人の関係性

次に、後見関係者間の関係性について概観する（図 3-7）。



まず、本人と申立人（後見等開始申立人）との間の関係性について見てみる。

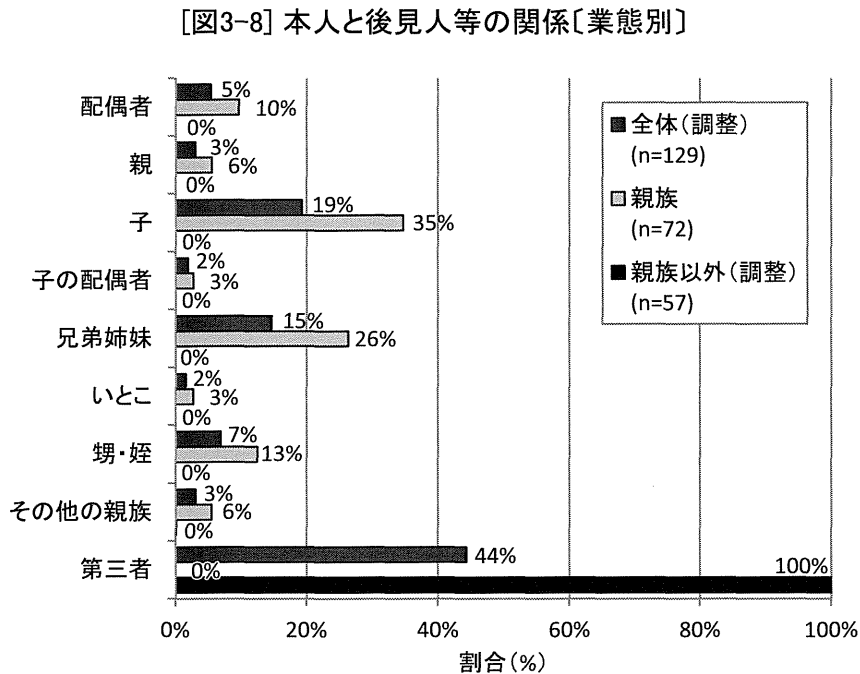
親族後見の場合、本人の子が申立を行っている例（全体の4割弱）が最も多く、次いで本人の兄弟姉妹（約2割）が続いており、この両者によって全体の6割弱が占められている。以下、申立人として、本人の甥・姪、配偶者、親（いずれも約1割）と続いているが、このうち本人の配偶者による申立の件数が意外と少ない点が注目される。

これに対し、親族以外の後見（第三者後見）においては、本人による申立が最も多く全体の3割程度、次いで第三者による申立の例（全体のおよそ半数）が2割台半ばとなっている。その他の申立人として、兄弟姉妹（共に1割強）などの例もあるが、本人や第三者申立人に比べてその数は少ない。

このように後見開始の申立の多くは、親族後見の場合には主に本人の親族（特に本人に近く、本人よりも若い血族）によって、また第三者後見の場合には主に本人と第三者によって行われていることが分かる。

3.3.2. 本人と後見人等の関係性

次に、本人と後見人等の関係性を見してみる（図 3-8）。



本人と後見人等の関係性も、先にみた本人と申立人の関係性とほぼ同様の傾向を示している。

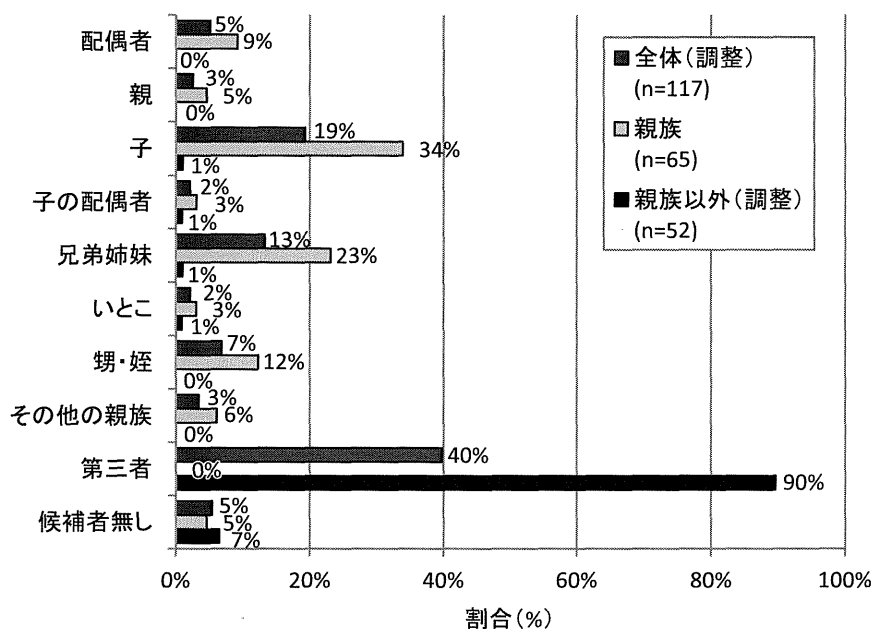
特に親族後見に顕著な特徴であるが、申立人が自らを後見人等候補者にして後見開始申立を行い、そのまま自分が後見人等に選任されるというケースが多くみられる。そのため親族後見の場合には、本人と申立人、本人と後見人等、本人と後見人等候補者の関係が、3つともほぼ同じような構図となっている（申立人、後見人等、後見人等候補者が同一人物である場合が多いためである）。

また親族後見の場合、本人の子（全体の約3分の1）や兄弟姉妹（約4分の1）など、本人に近く、本人よりも若い血族によって後見人等が担われているケースが多くみられる。この点、本人の配偶者が後見人等になる割合（約1割）が意外に低い結果となっているが、これは、一般に配偶者は本人と同程度に高齢であり、体力的問題等を抱えていることが多いことから、より若い本人の子等に後見を委ねようとする意向が強く働いたためと推測される。また甥・姪について、後見人等になる件数と申立人になる件数がほぼ同じ（共に1割強）であるなど、親族後見については申立人がそのまま後見人となるケースが多いことが分かる。

次に、親族以外の後見（第三者後見）についてである。

第三者後見において、その申立から後見人等の選任に至るプロセスについては、大きく分けて次の3つのパターンがみられる。一つは、第三者（首長等）による申立が行われた上で、別の第三者（専門職や社協等）が後見人等に選任されるパターンである。二つ目は、親族が申立人となって法人や専門職等が後見人等候補者となるパターンである。三つ目は、補助や保佐類型の場合に本人を申立人として申し立てを行い、法人や専門職等が後見人候補者となる場合である。いずれの場合にせよ、後見人等候補者がそのまま後見人等に選任されることが多いため、本人と後見人等、本人と後見人等候補者の関係は、どちらもほぼ同じ構図となっている（図 3-9）。

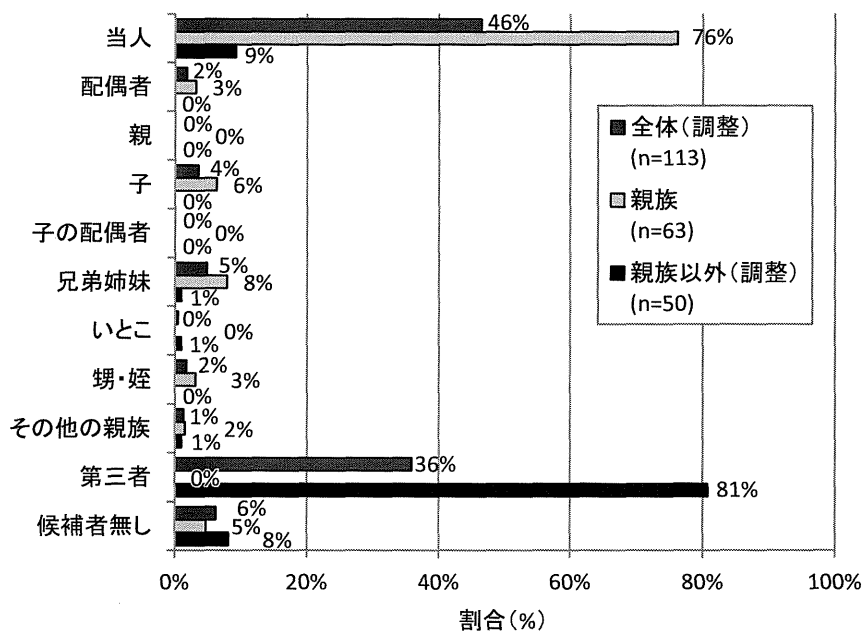
[図3-9] 本人と候補者の関係〔業態別〕



3.3.3. 申立人と後見人等候補者の関係性

続いて、申立人と後見人等候補者の関係性について見てみる（図3-10）。

[図3-10] 申立人と候補者の関係〔業態別〕

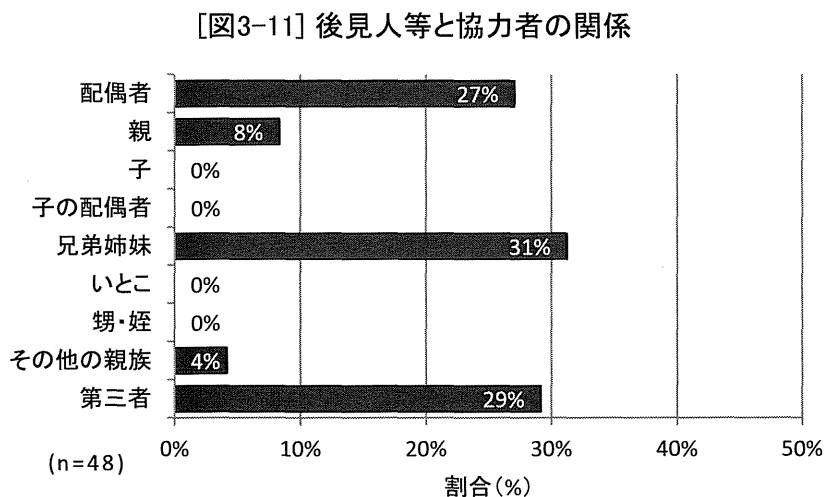


すると、親族後見の場合には、前述のように申立人本人が自身を候補者に立てて申し立てを行っているケースが非常に多く、全体の8割弱を占めていることが分かる。それ以外では、兄弟姉妹や子（それぞれ1割に満たない）、配偶者、甥・姪（いずれも僅か）などが後見人等候補者となっている。その一方で、専門職などの第三者が候補者とされるケースはほとんどみられない。

これに対し、第三者後見においては、第三者を後見人等候補者に立てる場合においても、形式上その第三者自身が申立を行うことは少なく、多くの場合（約8割）、親族、首長等の別の者による申立が行われている（その際、申立人の代理を第三者である後見人等候補者が務めるというケースが多くみられる）。

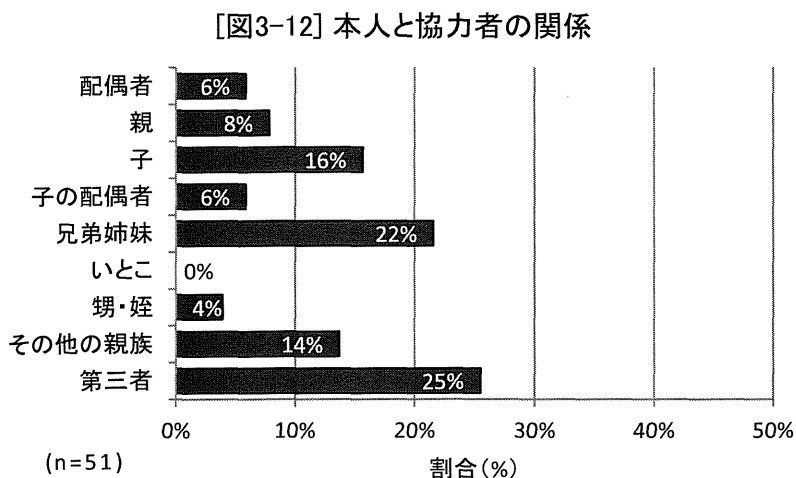
3.3.4. 後見人等と協力者、本人と協力者の関係性

続いて、協力者と本人ならびに後見人等との間の関係について見てみる（図3-11）。



親族後見の場合、後見人等の親族が協力者として後見人の業務を手伝っているケースが多くみられる。この協力者と後見人等の続柄としては、兄弟姉妹（協力者全体のおよそ3割）が最も多く、これに次いで後見人等の配偶者（3割弱）、親（1割弱）となっている。後見人等である本人の子とその兄弟が助け合って、事実行為としての身上監護を含めて本人をサポートするという形態が最も一般的であるが、さらにこれに後見人等の配偶者や親などが加わるというケースもみられる。

その一方で、後見人等の親族以外の者（第三者）が協力者となっているケースもある程度見られる（全体の3割弱）。これは、後見人が専門的知識を求めて、専門職等の協力をあおいでいるケース等があるものと考えられる。



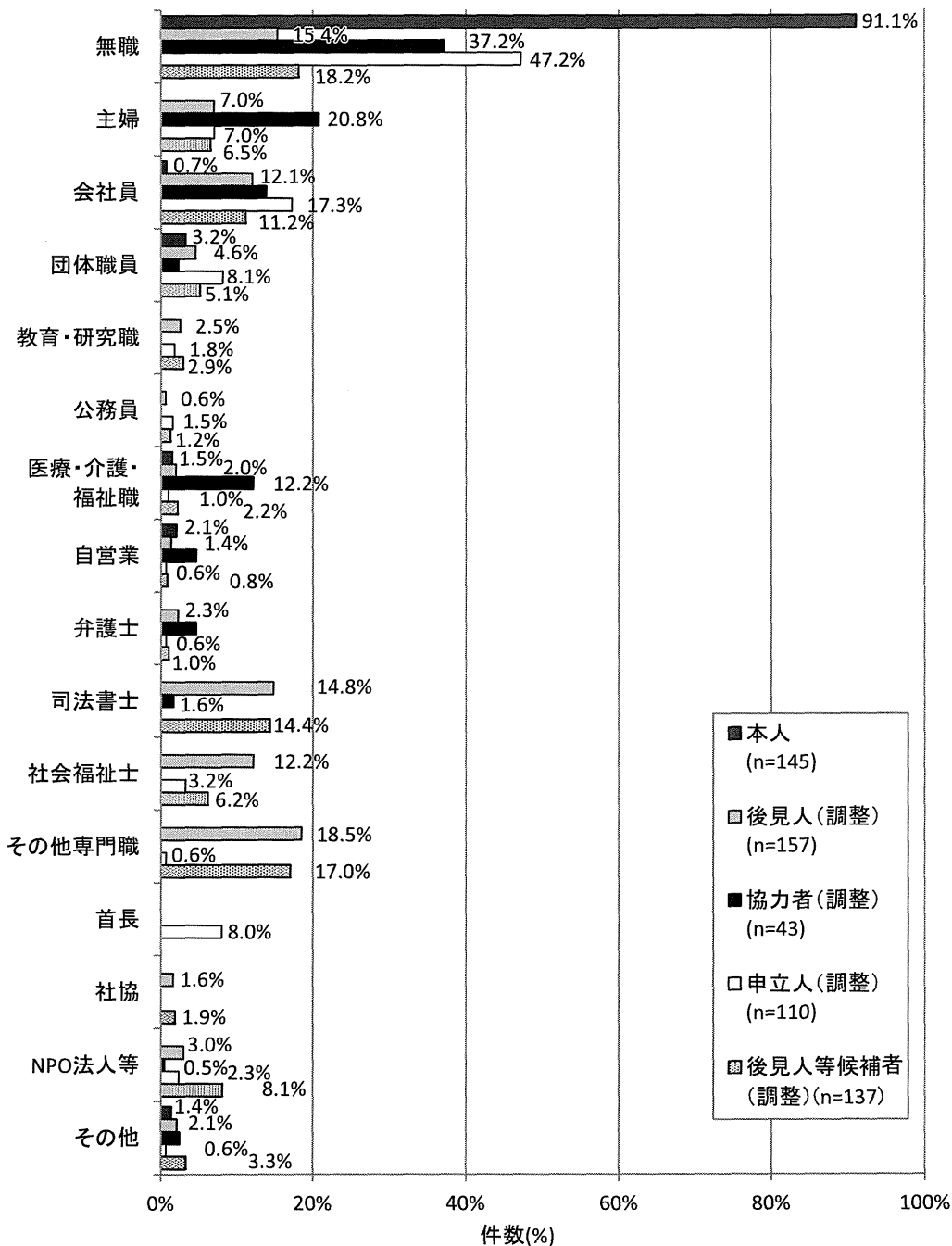
次に、本人と協力者の関係性を見てみる（図3-12）。すると、親族の協力者としては、本人の兄弟姉妹（協力者全体の約2割）や子（2割弱）が後見人等を支援している割合が高く、これに次いでその他の親族、親などが協力者となっている。また、本人の配偶者が協力者となっている割合はわずかとなっている（配偶者も本人と同じく高齢である場合が多いからであろう）。

一方で、本人の第三者が協力者となっているケースも一定程度見られる（全体の3割弱）。後見人等と協力者の関係からいえるように、専門知識等を得る目的から第三者の協力を得ているケースが多いものと考えられる

3.4. 後見関係者の職業

次に、本人や申立人などの後見関係者それぞれの職業について概観する（図3-13）。

[図3-13] 後見関係者の職業



まず本人については、そのほとんどが無職であり（全体の9割）、何らかの職業に就いている人はごく少数である。また、申立人についてみると、無職の割合が半数に近く、次に会社員（2割弱）、首長、団体職員（それぞれ1割弱）などとなっている。協力者についても、その多く（4割近く）は無職であり、その次に多い職業が、主婦（約2割）である。また会社員や医療・介護・福祉職などが、それぞれ協力者の約1割を占めている。

他方、後見人等あるいは後見人等候補者については、無職の割合は相対的に少なく、2割に満たない。

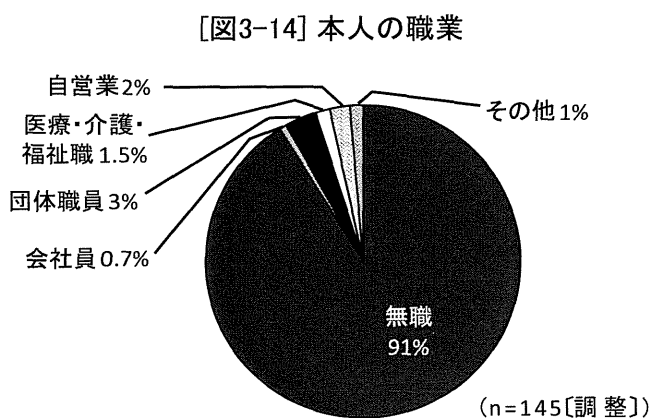
なお本調査における特徴としては、専門職（司法書士、社会福祉士、その他専門職）が一定の割合で後見人等や後見人等候補者についており、NPO や社協といった法人による後見も、数は少ないものの一定数見られる。

3.5. 後見関係者別の職業構成

3.5.1. 本人の職業

次に、後見関係者それぞれの職業構成について、より詳しく見ていきたい。

まず本人については、無職の人が9割以上を占めている（図3-14）。何らかの職業に就いている人もごくわずかながら存在するが、ほとんどの場合において、本人は働いていない（というより、そもそも働くことが難しい状態にある）といえる。



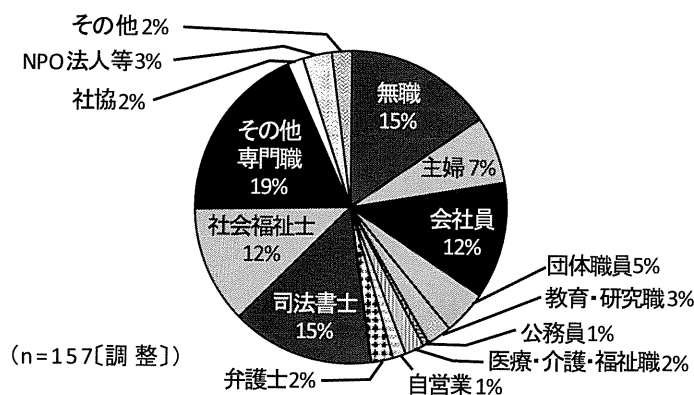
3.5.2. 後見人等の職業

続いて、後見人等の職業構成について見てみる（図3-15）。

今回の調査では、司法書士、社会福祉士といった専門職が後見人等についているケースが多く見られ（それぞれ全体の1割強）、弁護士やその他の専門職も含めた割合は、全体の半数にのぼっていた。このほか、NPO 法人、社会福祉協議会などが後見人となるケースも、わずかながら存在した。

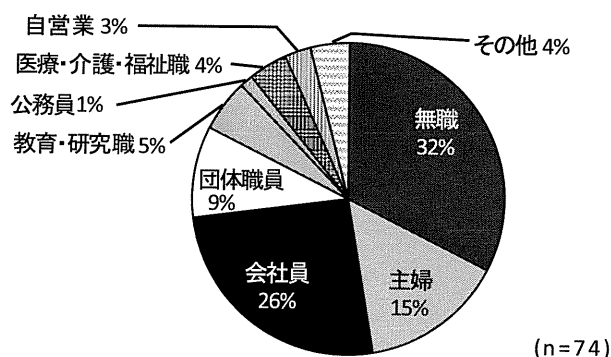
その他では、既に述べたように、無職が全体の2割弱となっている他、会社員（同、1割強）、主婦（同、1割弱）なども見られた。

[図3-15] 後見人等の職業



次にこれを親族後見に限定して見てみると、後見人等の職業として最も多いのは無職（約3割）であり、次いで会社員（3割弱）、主婦（1割強）、団体職員（1割弱）となっている（図3-16）。

[図3-16] 後見人等の職業〔親族〕



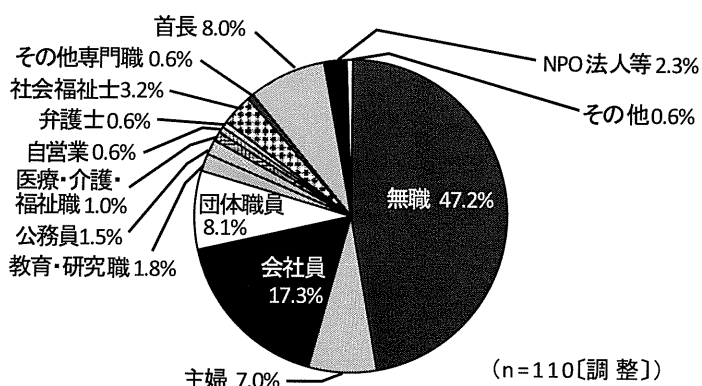
3.5.3. 申立人の職業

さらに申立人について見ると、無職の人が申立人となっているケースが半数近くと、非常に高い割合となっている（図3-17）。これは、特に親族後見において申立人が無職であるケースが多いことと、

第三者後見においては、形式上、本人（そのほとんどが無職）を申立人としているケースが多いことを反映している。

一方で首長による申し立てもある程度見られるが、これは第三者後見において、一定の割合で首長申立が行われているためである。

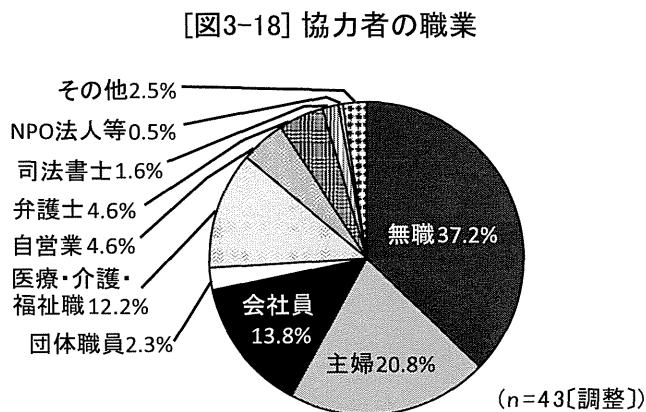
[図3-17] 申立人の職業



3.5.4. 協力者の職業

最後に、協力者について見てみる（図 3-18）。

協力者の職業構成は、親族後見における後見人等のそれに類似している。具体的には、無職（全体の4割弱）、主婦（約2割）、会社員（1割強）などの職種が多く、この3つで全体の4分の3近くを占めている。これは、親族後見における協力者が、主に本人の子やその兄弟、配偶者といった後見人等の近親者によって構成されていることを反映しているものと考えられる。



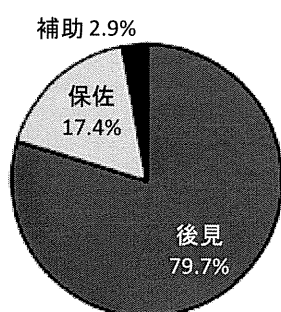
また、後見人等の近親者以外にも、弁護士や司法書士などの専門職等の人々が協力者として後見人をサポートしている例も一定数見られた。

4. 後見等の形態

4.1. 後見の種類や人数など

はじめに、各後見事案における後見類型について見てみる（図4-1）。

[図4-1] 後見類型の割合



(n=124[調整])

本調査においては、法定後見が全体の約8割と最も多く、次いで保佐が約2割弱、補助はごくわずかであった。このことから、2000年より導入された成年後見制度において新設された補助制度は、あまり利用されていない状況がうかがえる。

次に、保佐と補助の事案について、保佐人・補助人への権限付与の態様を見てみる（図4-2）。

保佐・補助への権限付与については、同意権、代

理権の両方をつけているという事案が、保佐、補助いずれにおいても最も多く、保佐で全体の7割、補助で全体の6割弱であった。また、同意権のみ付与されている事案が、保佐では全体の約3割、補助ではわずかであった。さらに代理権のみが付与されている事案は補助のみであり（保佐人は制度上必ず同意権を有しているため）、3割台半ばの事案がこれに該当した。この

ことから、代理権のみの付与を必要とするケースも一定程度存在し、こうしたニーズの受け皿として補助制度が利用されている場合もあることがうかがえる。

なお、任意後見と未成年後見の事案は、本調査対象の中にはみられなかった。

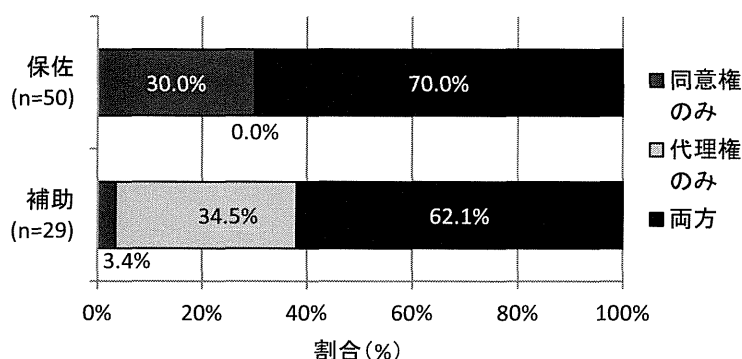
これら後見事案の中で、1人の本人に複数の後見人等がつく、いわゆる「複数後見」の割合は、事案全体の5%であった。この複数後見において、1人の本人についている後見人等の平均的な人数は約2人であり、またそれらの事務配分の態様をみると、事務を共同している事案が全体の約6割で、分掌している事案が約4割であった。

また、協力者の支援を受けながら後見業務を行っている事案が、全体の8%存在し、その協力者の平均的な人数（本人を支援する協力者の人数）は1.6人であった。

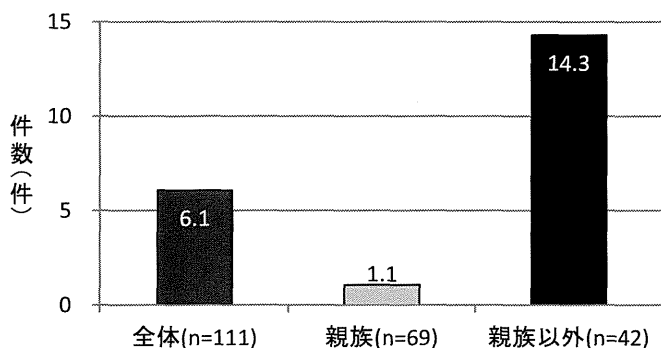
さらに、1人の後見人等が複数の被後見人等を同時に担当する事案が、全体の5%を占めていた。

なお、全後見事案における後見人等の平均受任件数（調査回答時まで受任した件数の累計）を見てみると、全体の平均は約6件であった（図4-3）。このうち親族後見においては、本人の親族

[図4-2] 同意権・代理権の付与



[図4-3] 後見人等の平均受任件数[業態別]



がこれを担うことから、ほぼ1件となっているが、第三者後見においては、平均14件という大きな数となっていた。

また、後見の形態変化についてみると次のようである。

まず、類型変更（保佐から後見への変更など）についてみると、今回の調査で類型が変更された事案はごくわずかであった（全体の0.3%）。さらに、後見人等が辞任や解

任に追い込まれたという事案も同様にごく少数であった（全体の0.5%）。

また、保佐人・補助人の有する権限が変更されたという事案が、全体の5%存在した。これらの事案においては、同意権のみが付与されていた保佐人に対して新たに代理権を付与するといったケースが散見された。

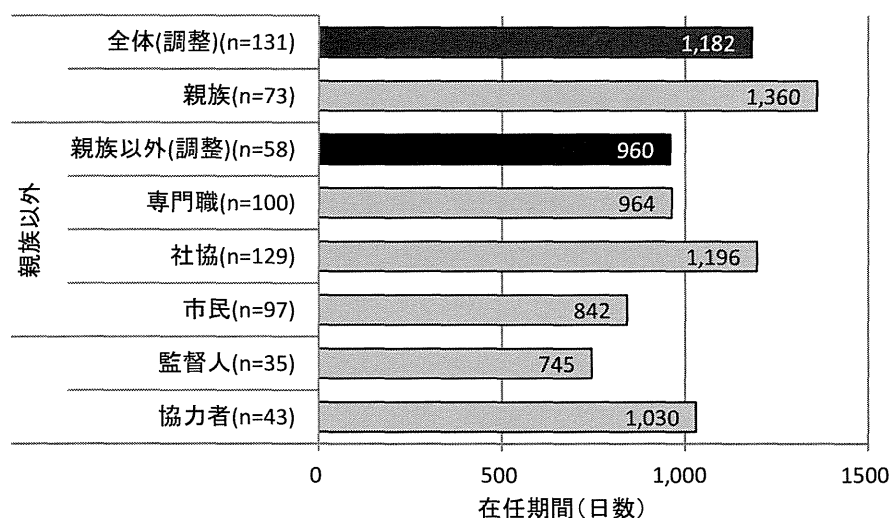
さらに、専門職がついていた後見事案を親族等が引き継ぐといった事案（いわゆる「リレー後見」）も、わずかながら存在した（全体の2%）。

4.2. 後見人などの在任期間

4.2.1. 後見事案全体における在任期間

次に、後見人等の在任期間について見てみる（図4-4）。

[図4-4] 後見人等の平均在任期間[全案件]



本調査において、後見人等の後見開始から本調査への回答時点までの在任期間（全後見事案）は、平均でおよそ約3年2ヵ月であった。

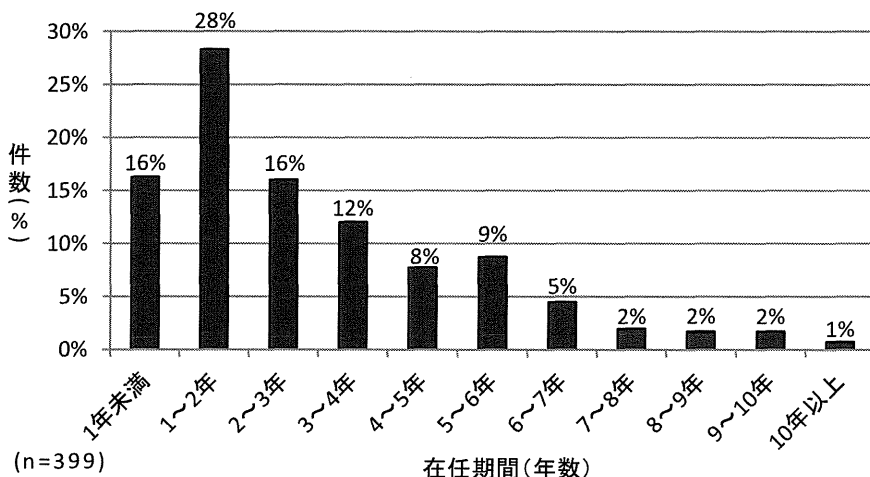
これを親族後見と第三者後見で比較すると、親族後見人は約3年7ヵ月、第三者後見人は約2年

6ヵ月と1年以上の差があり、親族後見の方が、在任期間が長くなる傾向にあった。ただし、第三者後見人については、社協の約3年3ヵ月から、市民後見人の約2年3ヵ月まで開きがあった。また、協力者については、その協力期間は約2年8ヵ月とやや短かった。

なお、後見監督人の在任期間は、平均でおよそ2年となっており、後見人等に比して就任期間がかなり短いことが分かる。

続いて、後見人等の在任期間（全後見事案）の分布について見てみる（図4-5）。

【図4-5】後見人等の在任期間の分布[全案件]

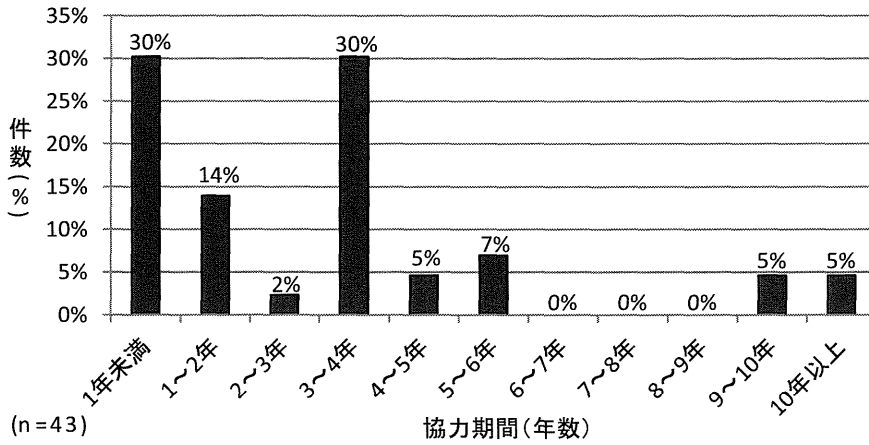


後見人等の在任期間としてその件数が最も多いのは1～2年間であり、全体のおよそ3割を占めている。以下、1年未満（全体の1割台半ば）、2～3年（1割台半ば）、3～4年（1割強）の順となっており、6年未満の在任期間の事案が全体のおよそ9割を占めている。後見人等の在任期間が長くなるにつれ件数が減少していく傾向にあるが、これは在任期間が長くなるほど、本人の死亡率が上昇していく（それにより後見が終了する）ためと考えられる。

以上のことから、後見人等の在任期間は、1～2年ほどの期間がもっとも多く、長くても5、6年ぐらいにとどまるのが通常であるといえる。

また、協力者の在任期間（全後見事案）の分布についても見てみると、在任期間の長さが1年未満の件数と3～4年の件数が、いずれも約3割と最も多く、1～2年が1割強とこれに続く（図4-6）。全体としては、協力期間が4年未満の件数が全体の約8割と大部分を占めているが、他方、9年以上の長期にわたって協力を続けているケースも約1割存在しており、その期間は2極化している傾向が読み取れる。

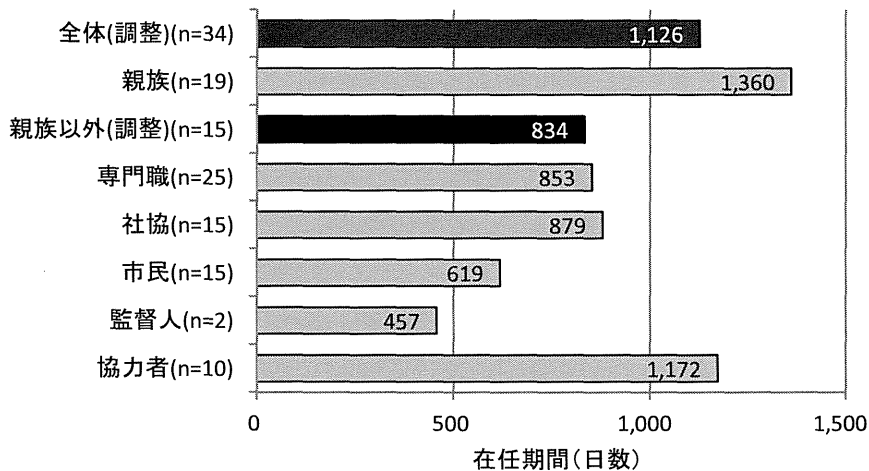
[図4-6] 協力者の在任期間の分布[全案件]



4.2.2. 終了案件における在任期間

次に、本調査対象のうち、後見終了案件に限って見てみると、後見人等の在任期間は、平均でおよそ3年1ヵ月であった(図4-7)。

[図4-7] 後見人等の平均在任期間[終了案件]



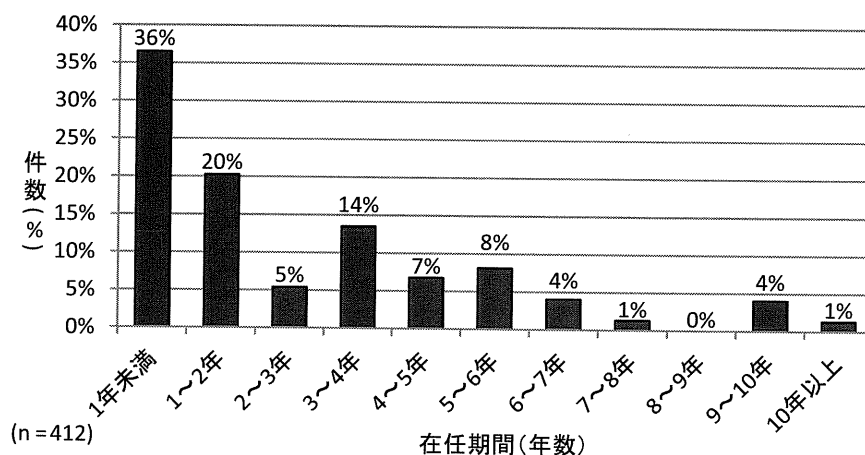
親族後見人においては、先述の全後見案件の場合と同様に、他の業態に比べてその在任期間(約3年7ヵ月)は相対的に長いことが分かる。他方、終了案件における第三者後見人のそれは、約2年3ヵ月と全後見案件の場合に比べてより短くなる傾向にあり、親族後見人との在任期間の差はさらに大きくなっている。なかでも市民後見人の在任期間は約1年7ヵ月とかなり短くなっている。一方で、協力者の在任期間については、その期間は約3年2ヵ月と、親族後見人に迫るほど長期に及んでいる。

続いて、終了案件における在任期間の分布を見てみる(図4-8)。

後見人等の在任期間としてその件数が最も多いのは1年未満であり、全体のおよそ3割台半ば程度を占めている。以下、1~2年(全体の約2割)、3~4年(1割強)、5~6年(1割弱)と続いており、在任期間が4年以下の事案が全体の約4分の3を占めている。

このことから、終了案件においては、概ね4年以内に後見が終了する例が多いことが分かる。

[図4-8] 後見人等の在任期間の分布[終了案件]



4.3. 後見業務において生じた問題

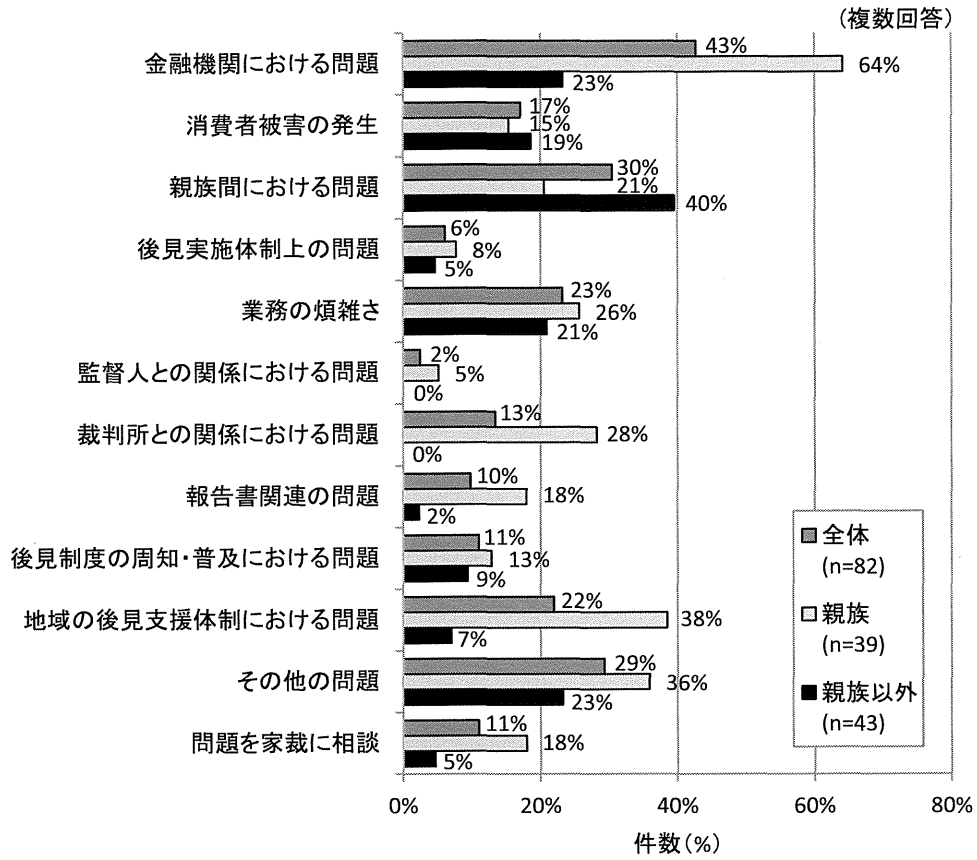
最後に、後見業務において生じた問題（後見人が日々の後見業務を行っている中で、これまでにどのような問題が生じたか）について概観する（図4-9）。

まず、後見業務中にもっとも多く生じた問題は、「金融機関における問題」で、全業態の約4割において（特に親族後見に限れば6割強において）生じていた。

全体的に、親族後見においては、第三者後見よりも、より多くの問題が生じる傾向にある。親族後見において他に多い問題としては、「地域の後見支援体制における問題」が全体の約4割、「裁判所との関係における問題」が約3割、「業務の煩雑さ」が3割弱などとなっている。

一方、第三者後見においては、「親族間における問題」が最も多く、全体の約4割がこの問題を抱えていることが分かる。他には、「金融機関における問題」が全体の2割強、「業務の煩雑さ」や「消費者被害の発生」が約2割などとなっている。

[図4-9] これまでに後見業務において生じた問題



5. 本人の状況

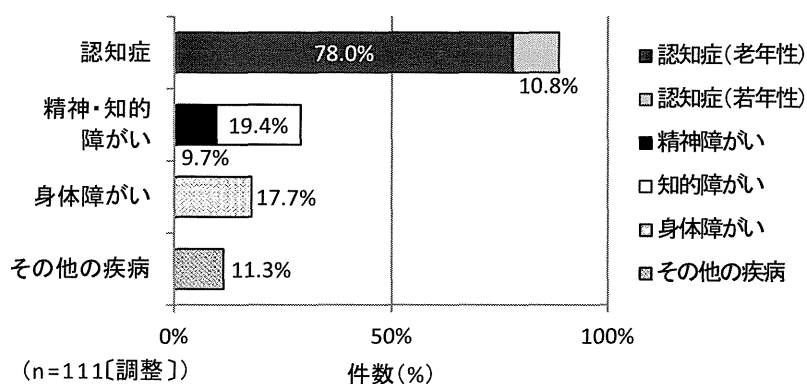
5.1. 本人の健康状態

次に、本人（被後見人等）の健康状態について概観する。

そもそも後見制度は、事理弁識能力が不十分とみとめられる人を対象とした制度であり、それゆえ制度利用者の大半は認知症など何らかの症状を抱えている。

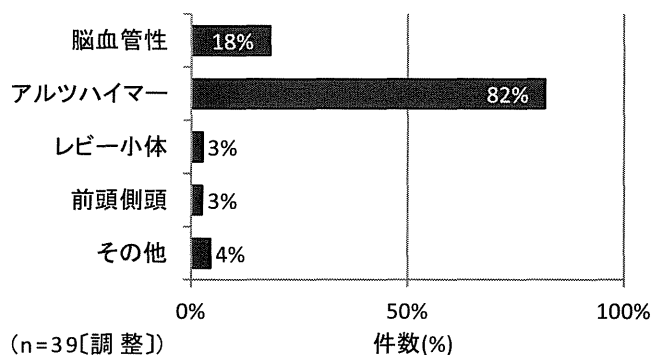
本調査においては、本人のうちの約9割が認知症を患っていた（図5-1）。また、全体の8割弱の人が老年性の認知症、1割強が若年性の認知症であった。その一方で、知的・精神障がい者が被後見人等全体の約3割（精神約1割、知的約2割）を占めているほか、さらに全体の約1割の人が上記以外の慢性病等の疾病を患っており、身体障がい者も2割近くを占めていた。なお、これらの疾病や障がいを複数同時にもっている人も少なからず見られた。

[図5-1] 本人の病状



また、認知症の種類についてさらに詳細に見てみると、アルツハイマー型認知症が8割以上と大部分を占め、次に多いのが脳血管性認知症（2割弱）となっていた（図5-2）。一般にアルツハイマー型は高齢になるほどかかりやすく、認知症の中でも最も多くを占めるとされているが、本調査においても、全体の約4分の3以上を占めていた。

[図5-2] 認知症の種類

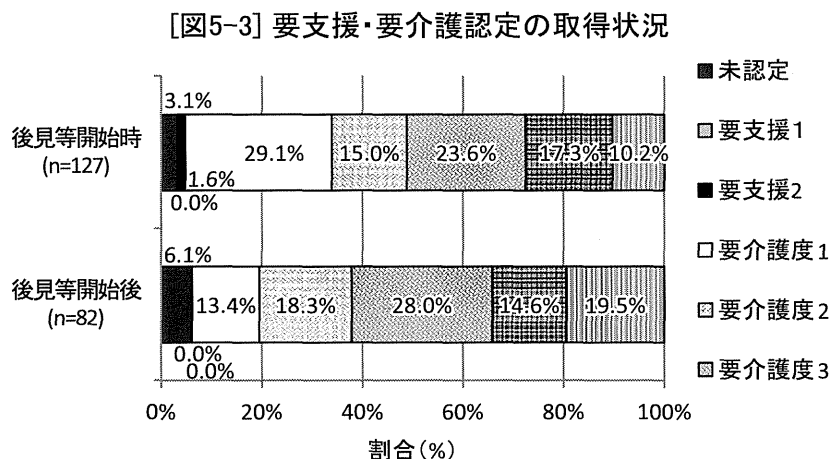


5.2. 本人の要介護認定・障がい認定の取得状況

次に、本人の要支援・要介護認定の取得状況と、障害認定・各種手帳等の取得状況について見てみる。

まず、要支援・要介護認定の取得状況について、後見開始時と開始後を比較しながら見てみる（図5-3）。すると、全体として、要支援・要介護度が重度の人の割合がやや高くなっている点が注目される。

まず、未認定の割合については、後見開始時にはわずか（全体の3%）であったのが、後見開始後には若干増加している（同、6%）。また、要支援1と要支援2については、後見開始時も開始後もほとんど存在していなかった。



一方で、要介護度については、要介護度1と2の比較的軽度の人の割合が、後見開始時には合わせて4割半であったのが、後見開始後には合わせて約3割に減少している。そして、要介護度3、4、5の比較的重度の人の割合は、後見開始時には合わせて約5割であったのが、後見開始後には合わせて約6割強へと増加している。

一般的に、要支援・要介護認定を受けている高齢者においては、その要支援・要介護度は時間が経つにつれ高くなる傾向にあるが、後見利用者についても、こうした傾向は妥当することが明らかになった。

次に、障がい認定と各種手帳等の取得状況について見てみる（図5-4）。

まず、障害程度区分を見てみると、後見開始前も開始後も、未取得の割合が約8割以上を占めている。これはおそらく、被後見人等の多くを占める高齢者については、障がいに相当する症状を抱えていたとしても、介護保険制度の要介護認定を受けることによってこれに代えている（福祉サービスの代わりに介護サービスを受けている）ものと思われる。また、障害程度区分に相当しているケースでも、1や2といった軽度の認定が比較的多くなっていた。

また、各種障害手帳等の取得状況について見ると、まず全般的傾向として、手帳等を未取得の人が一定数（全体の2～5割）存在するという点と、手帳取得者は比較的重度と認定された人が多いという点が注目される。

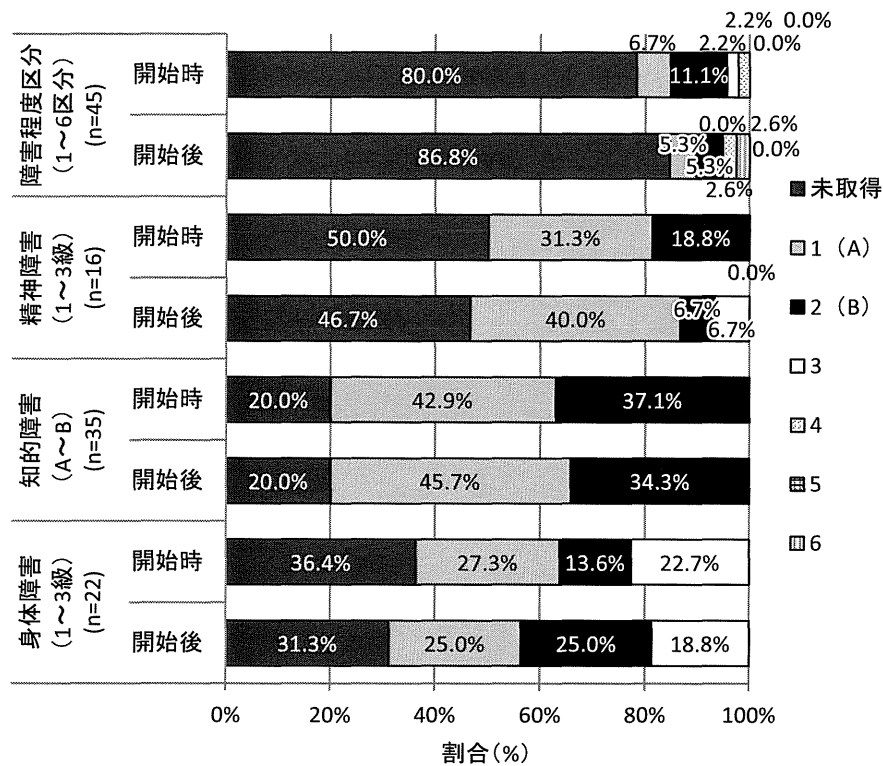
精神障害（1～3級）については、後見開始後に軽度になるケースと重度になるケースが混在し

ている。後見開始時には1級が精神障害者全体の約3割、2級が約2割、3級がほとんどなかったのに対し、後見開始後には1級が約4割と増え、2級が1割弱と減るが、3級は1割弱に増加していた。

知的障害（A～B）については、後見開始時と開始後では、その認定の割合に大きな変化はなかった。

身体障害（1～3級）については、1級の人の割合はほとんど変わらず、2級が1割強から2割半へと増加し、3級が2割強から2割弱へ減少するなどの変化が生じている。

[図5-4] 障がい認定・手帳等の取得状況



5.3. 本人の居住状況

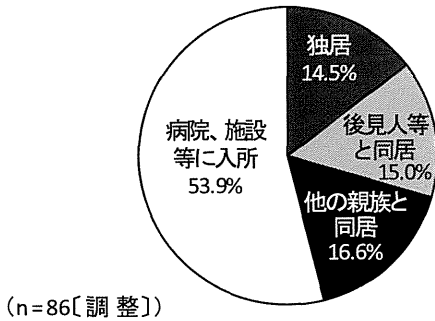
5.3.1. 本人の居住場所

本人（被後見人等）の居住状況について概観する（図5-5、図5-6）。

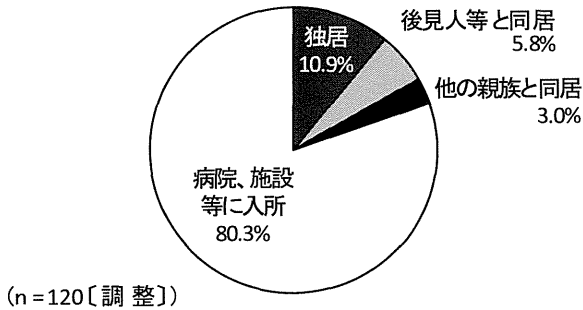
後見活動の態様は、本人の居住状況に大きく規定される。なかでも大きな要素となるのが、①本人と後見人等との居住関係（本人と後見人等は同居しているのか否か）と、②本人の施設入所状況（本人は介護施設や病院等に入所しているのか否か）の2点である。一般に、後見人等は本人と同居している方が身上監護を行いやすい。また、高齢者の多くは、できるだけ長く自宅で暮らし続けたいと望む傾向にあり、こういった本人の望みを可能な限り実現できるような後見活動を行っていくことが、後見人等には求められている。

この点につき本調査を見ると、本人と後見人等とが同居しているケースは、後見開始前には全体の

[図5-5] 本人の居住形態〔後見開始前〕



[図5-6] 本人の居住形態〔後見開始後〕



にまとめることができる。

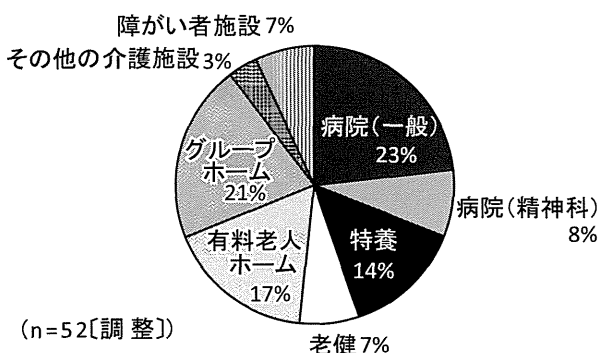
すなわち、後見開始前には、本人が病院や施設等に入所しているケースは多いものの、後見人等や親族と同居している割合も3割ほどあったのに対し、後見開始後には、本人の施設等への入所がさらに進んで、ほとんどの人（約8割）が施設に入ってしまう、ということである。

5.3.2. 施設入所先の内訳

次に、施設等入所者が入所・入院している施設の内訳を見てみる。

すると、後見開始前においては、入所・入院場所として病院が最も多く、施設等入所者の約3割（一般約2割、精神科約1割）が入院していた（図5-7）。これに次いで、グループホーム（約2割）、有料老人ホーム（2割弱）、特別養護老人ホーム（1割強）、老人保健施設（1割弱）などの施設が、本人の入所先となっていた。

[図5-7] 入所施設の内訳〔後見開始前〕



1割半程度存在していたのに対し、後見開始後には6%にまで減少していた。

さらに顕著なのは、本人が後見人等以外の親族と同居している事案で、これも後見開始前には2割弱あったのに対し、後見開始後には僅か3%に急減している。また、独居のケースについても、後見開始前に全体の約1割半であったものが、開始後に約1割に減っている。

これに対して、本人が病院や施設等に入所している割合は非常に高く、後見開始前においても全体の5割強であったのが、後見開始後には全体の8割にもものぼっている。

このように、後見が開始された後には、後見人等や親族など同居している人の割合は1割未満に減り、逆に同居人がいない人の割合は約9割にまで増大している。そして、病院・施設等に入所している人の割合は、後見開始前の5割強から、開始後には8割にまで増加している。

このことから、本人の居住状況については次のよう